

# 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定について（概要）

## これまでの経緯

### 教育公務員特例法の改正（平成 28 年 11 月）

**背景** 教員の大量退職、大量採用等による教員の年齢構成や経験年数の不均衡により、特に若手教員への知識・技能の継承が図りにくい状況があり、教員の体系的かつ継続的な研修を充実させていくための環境整備が急務

#### 指標の策定に関する指針

- ◆ 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定に関する指針を定める。（第 22 条の 2）

#### 資質の向上に関する指標

- ◆ 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定める。（第 22 条の 3）

### 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（平成 29 年 7 月教育委員会決定）

**目的** 教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるようにするために策定

#### 【活用例】

- ◆ 各 学 校……定期的に実施している自己申告面接の中で、管理職が計画的な人材育成、教員が自己の課題認識の視点で活用
- ◆ 教育委員会……教員のキャリアに応じた人材育成を推進するため、教員の研修計画を策定する際に活用

## 今回の改定について

### 養護教諭版と栄養教諭版の「指標」を追加策定

#### 背景

#### ① 養護教諭版の必要性

- ◆ 養護教諭、主任養護教諭等についても平成 29 年 7 月に策定した指標を活用してきたが、職の専門性や実態を反映した新たな指標が必要

#### ② 栄養教諭の上位職の設置（令和 2 年 4 月施行）

- ◆ 栄養教諭の人材育成及び食育推進体制の更なる充実を図ることを目的として、「主任栄養教諭」と「主幹教諭（栄養）」を新たに設置

## 追加策定した「養護教諭版」「栄養教諭版」について

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（平成 29 年 7 月）

教 員					教育管理職			
成長段階	教諭		主任教諭	指導教諭	主幹教諭		副校長	校長
	基礎形成期	伸長期	充実期					
	1～3年目	4年目～	9年目～	11年目～				
求められる能力や役割					求められる能力や役割			
身が 教員が 付けるべき力	学習指導力					学校マネジメント能力	学校経営力	
	生活指導力・ 進路指導力						外部折衝力	
	外部との 連携・折衝力						人材育成力	
	学校運営力・ 組織貢献力						教育者としての 高い見識	
教育課題に関する対応力					教育課題に関する対応力			

教育管理職は、養護教諭や栄養教諭から昇任した場合も、教諭から昇任した場合も同じ職務となる。

そのため、教育管理職の部分については、同一内容にしている。

追 加

養護教諭				
成長段階	養護教諭		主任養護教諭	主幹教諭(養護)
	基礎形成期	伸長期	充実期	
	1～3年目	4年目～	9年目～	11年目～
求められる能力や役割				
身が 教員が 付けるべき力	学習指導力・ 保健管理に関する力			
	生活指導力・ 進路指導力			
	外部との 連携・折衝力			
	学校運営力・ 組織貢献力			
教育課題に関する対応力				

教諭、主任教諭と記載内容が異なる部分

追 加

栄養教諭				
成長段階	栄養教諭		主任栄養教諭	主幹教諭(栄養)
	基礎形成期・伸長期	充実期		
	1年目～	3年目～	5年目～	
求められる能力や役割				
身が 教員が 付けるべき力	学習指導力・ 学校給食の管理に関する力			
	生活指導力・ 進路指導力			
	外部との 連携・折衝力			
	学校運営力・ 組織貢献力			
教育課題に関する対応力				

教諭、主任教諭と記載内容が異なる部分

※ 東京都においては、学校栄養職員として所定の期間を経た者が、栄養教諭の切替選考を受験できる。